

教育委員会議事録

令和元年12月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(令和元年12月定例会)

- 1 日 付 令和元年12月19日(木)
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 松樹 俊弘
教育委員 海野 恵子 教育委員 平井 照江
教育委員 酒井 道子
- 4 出席職員 教育部次長 萩原 明美 参事兼教育総務課長 中込 紀美子
就学支援課長兼指導主事 小林 丈記 参事兼教育支援課長 和田 修二
教育支援課教育支援担当課長 浅井 大輔 学び支援課長 外村 智昭
教育総務課文化財係長 押方 みはる 教育総務課文化財係主査 向原 崇英
- 5 書 記 教育総務課主幹兼総務係長 栗本 欣幸 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
- 日程第1 報告第27号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
- 日程第2 議案第33号 海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正について
- 日程第3 議案第34号 海老名市教育専門指導員規則の一部改正について
- 日程第4 議案第35号 海老名市部活動指導員派遣要綱の一部改正について
- 日程第5 議案第36号 海老名市教育支援センター条例施行規則の一部改正について
- 日程第6 議案第37号 海老名市教育支援センター相談員等に関する要綱の一部改正について
- 日程第7 議案第38号 海老名市社会教育指導員規則の一部改正について
- 日程第8 議案第39号 海老名市青少年指導嘱託員設置規則の廃止について
- 日程第9 議案第40号 海老名市青少年指導員設置要綱の制定について
- 日程第10 議案第41号 国指定史跡相模国分尼寺跡用地取得の申し出について
- 8 閉会時刻 午後3時35分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会12月定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴者につきましては、教育委員会会議規則第19条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可します。傍聴人を入室させてください。

今会の署名委員については、松樹委員、海野委員にそれぞれよろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 それでは、**教育長報告**をいたします。教育長報告、12月定例会でございます。

まず、主な事業報告です。11月22日(金)は、教育委員会11月定例会、初任者授業参観(今泉小学校)がございました。

23日(土)は、海老名市統計グラフコンクール表彰式、海老名市青少年指導嘱託員連絡協議会凧作り講習会がありました。

24日(日)は、ふくしのまちづくりポスターコンテスト表彰式です。

25日(月)、杉久保小学校朝会、小学生都市間交流事業報告会がありました。

26日(火)は、初任者授業参観(海西中学校)、教職員転任採用面接、ひびきあい塾閉講式となりました。

27日(水)は、初任者授業参観(社家小学校)、教育支援会議ということで、これは支援の必要な子どもたちの就学を決定する会議でございます。学校ICT活用推進協議会。

28日(木)は、中学生姉妹都市交流(登別)ということで、29日(金)までの1泊2日なのですけれども、日程上、11月28日になって、海老名市の子どもたちが冬の北海道に行きました。この日に白石市の子どもたちも登別市に集まって、3市の交流を行ったということでございます。海老名市の中学生2人は登別で踊りを披露したそうでございます。何かわからないですけれども、体育祭のときの海老名中学校のダンスをその子が学校紹介で踊ったら、一緒に行った今泉中学校の子もちゃんと練習して踊ったらしいです。本当にとっても素晴らしい交流が図れたと聞いております。初任者授業参観(海老名小学校)に行きました。

29日（金）は、特別支援学級親の会、市長定例記者会見、海老名市修学旅行検討委員会でございます。

30日（土）は、図書館を使った調べる学習コンクール表彰式、今泉中学校区地域合同懇談会がありました。

12月1日（日）は、文化財関連の考古学の公開セミナー、神奈川県人間教育実践報告大会。公開セミナーは今年も募集に対してすごい人数で、県内外から多くの方が来られて、海老名市役所で開催しました。圏央道をつくるために発掘調査をやってきた中で、さまざまな遺跡やそこで出土したものについて、公益財団法人かながわ考古学財団が主催、海老名市教育委員会が共催ということで、教育総務課文化財係をはじめ、みんなでそれを支えたセミナーでした。それで、私がこのごろ挨拶によく使うのは、海老名市が歴史の中で一番栄えた時代はいつかと。今、海老名駅西口が栄えて、どうだと言うのだけれども、僕は確実に弥生から古墳の時代が一番栄えたのではないかと考えています。それから、奈良時代に入って、国分寺ができるではないですか。あの時代、多分相当相模川沿いはにぎやかで、玉とか、いろいろなものをつくって、それが取引されているような場所がそこにあって、海老名の歴史の中での一番のピークはその時代ではないかなと私は最近思っていて、海老名駅西口のことを言われるので、いつも挨拶でそんな話をしています。海老名が一番栄えたのはいつでしょうかと。午後からはほかの出張が入ったのですけれども、すばらしい公開セミナーが行われたということです。

2日（月）は、東柏ヶ谷小学校朝会、学校応援団連絡会議・講演会がありました。教育委員会辞令交付式ということで、これは教育総務課副主幹が職員課に異動ということでございます。台風19号対応検証災害対策情報連絡会がありました。海老名市学校給食検討委員会、海老名市外国語教育推進協議会がございました。

裏面に入りまして、3日（火）は、和座海綾地区管理職組合委員長あいさつということで、毎年この時期になると、退職される校長先生、教頭先生の次の働く場所について国のほうから要望があります。うちは毎年全て受けて、皆さんの希望どおりに。最近では教頭先生方が学校にいるというケースが多くて、校長先生方にとっては教頭先生が学校にいるということは結構安心材料みたいで、新しい教頭先生は来るのですけれども、周りのことを知っている人がいると心強いそうです。だから、学校にいらっしゃる教頭先生が最近ふえたのが1つの傾向でございます。よりよい授業づくり学校訪問（杉久保小学校）がございました。

4日（水）から市議会第4回定例会本会議（開会）、12月議会が始まりました。その日に12月校長会議、学校給食異物混入事案対応ということで、上星小学校の皆さんにご説明した案件でございます。その日に一般質問部内振り分け・調整、週部会がありました。

5日（木）は、令和2年度現職教育打合せで、来年度の市教委の研修の打ち合わせをしたところでございます。一般質問部内ヒアリングがありました。

6日（金）は、私は出席していませんけれども、一般質問副市長ヒアリングがありました。

7日（土）は、海老名市歯科医師会懇親会がありました。

9日（月）は、上星小学校朝会、一般質問市長ヒアリングがありました。

10日（火）は、教職員人事検討委員会で、そろそろ教職員人事が始まるとうござい
ます。

11日（水）は、初任者授業参観（有馬中学校）、週部会。

12日（木）は、12月教頭会議がありました。文教社会常任委員会がございました。

13日（金）は、今泉小学校増築打合せをしているところでございます。教育課題研究会
等で皆さんにも来ていただきました。不登校支援団体クリスマス会があったので、そこ
にお呼ばれして、クリスマスプレゼントを置いてきました。

14日（土）は、レゴブロック大会（神奈川工科大学）がありまして、そこに行ってきま
した。前は、神奈川工科大学は厚木市だけを受け入れていたのですけれども、去年から海
老名市の子どもたちも募集を受け入れて、800人ぐらいの応募がありました。こういうイ
ベントをやる時に募集を出すと、昔と違って今は応募が楽なのだよね。ピッとやると、も
うできたりするものだから。中新田小学校もちっ子広場がありました。

16日（月）は、愛川町魅力ある学校づくり研修会ということで、愛川町の先生方が社家
小学校に来られて、午前は英語のイギリスデー、午後はコミュニティスクールについて研
修をして帰っていきました。一般質問打合せということです。

17日（火）、18日（水）は、市議会第4回定例会（一般質問）がありました。

19日（木）は、今日ですが、朝から柏ヶ谷小学校朝会で、これで19校の朝会が終わりま
した。臨時校長会議ということで、1月人事に係る推計の説明をしました。市教委・校
長連絡会がございました。教育委員会12月定例会ということでございます。

主な事業報告について何かございましたらお願いいたします。

○酒井委員 11月29日の海老名市修学旅行検討委員会はもう後半になってきたと思うので

すけれども、どのようなご検討をされたのか。

○**教育支援課長** 海老名市修学旅行検討委員会では、大きな議案としては2つ。1つは、小学校の修学旅行が終わったことでアンケートをとりましたので、その結果の報告をさせていただきます。アンケートの概要を述べますと、中学校と比較していいかどうかはあるのですけれども、小学校は全て日光に行っていますので、小学校のほうはおおむね満足、保護者も今の修学旅行を継続してほしいというような意向がアンケートから読み取れました。もう1点は価格抑制について協議をしたのですけれども、これまでの検討結果から、中学校は行き先もばらばらなので、入札等での価格抑制というのは厳しい状況ではありますが、小学校は入札による価格の抑制が可能ではないかということで、協議が行われました。

○**酒井委員** もしお話しできる機会があればですけれども、集金の方法とかについても話し合いはされていますか。

○**教育支援課長** 小学校のほうですか。特には上がってはいなかったですが、今回より1万円の補助をするようになったので、残りの1万円弱の集金については、学校では保護者が学校に持参する機会を設けて、そこで集金しています。例えば保護者会であるとか修学旅行の説明会で保護者に現金を支払っていただいています。

○**伊藤教育長** その件については、集金について、今日も実を言うと午前中、校長との連絡会があって、教職員の働き方改革の中で私から学校長に、集金は教職員の職務のうちに入るかどうか、投げかけたのですよ。現状では急には変わらないのですけれども、今後、例えば修学旅行の費用も含めて、教材費も含めて、ある意味では教職員が現金で集金して、それを集めて銀行振り込みとか、そういう形でする方向で話し合いができれば。ですので、すぐには変わらないけれども、来年度ぐらいにかなり検討を進めて、その周知についても取り組んでいきたいとは思っています。中学校は、旅行業者と個人の契約という形で業者に振り込むことになっています。小学校はまだ現金で集めているということなので、集金方法については今検討に入っているところでございます。

○**海野委員** 13日に不登校支援団体クリスマス会ということですが、不登校支援団体は海老名市でいくつぐらいあるのでしょうか。

○**伊藤教育長** 座間市もありますが、私が直接会って説明を受けたり、話をしているのは2つの団体からです。海老名市は「ぼちぼち」という団体で、それまでは活動していたのですけれども、昨年から私のほうでちゃんと話を聞いて、その活動についても海老名市教

育委員会が名義後援をする。考え方は、私としては、この不登校の数、200人を超える中で教育委員会が全て対応する時代ではないので、さまざまな地域で支援するようなNPO団体があつたら、そこと連携して、どこかの場所で子どもたちが支援を受けられるような形で進めたいと考えています。今は、団体は2つということです。

それで言うと、不登校支援団体とか、例えば子ども食堂の団体も結構あつたりするのですよ。それは、私の考えとほかの考えでまた違って、私はネットワークを作つて、支援してもいいかなと実は思っているのです。ただ、それは保健福祉部の担当になりますので、子どもたちへの支援は社会教育計画もそうなのですから、学校教育とか学校の中だけでは難しい時代であると私自身認識していますので、対応したいと思つているところがございます。

○松樹委員 14日に行われたレゴブロック大会、もう少し詳しくお聞かせ願えればと思います。

○教育支援課長 神奈川工科大学の非常にご理解のある教授が会長としてやられている催しなのですけれども、大きさとしては1辺15センチの正方形の型板がありまして、そこで親子でまちをつくっていく。建物や住みたいまちをつくって、それをたしか80組ぐらい、80人分全部を1つのテーブルに並べて、子どもたちが描く未来のまちをレゴブロックでつくるというようなクリスマスイベントです。参加者の約半数が海老名市の親子です。

○松樹委員 学校教育の中にもレゴブロックを教材として取り入れている地域もありますし、もちろんあれだけでいろいろな形をつくっていくという、頭の空間認識能力を養うとか、数学的要素があつたりとか、また、情緒的な要素があつたりとか、いろいろな要素があります。レゴブロックの会社自体も学校教育の中でこういうプログラムがあるとかというのを売り出したりしていますし、レゴブロックが嫌いな子どもはそんなに多くないと思うのです。みんな大好きで、レゴでいろいろなものをつくって、遊びながら学ぶというか、何かそういうものを取り入れた研究というか、こういうものは取り入れられそうだとか、研究をしてみるといいのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○伊藤教育長 ちなみに、今回の神奈川工科大学の先生は、プログラミングを活用したロボットコンテストも海老名市でやってくださる先生なので、松樹委員が言うように、さっきのNPO団体、企業か何かもそうなのですね。学校教育もいろいろな企業の方々の支援を受けてやる。そういう意味で社会に開かれた教育課程というものを進めなければいけな

いかなと思っっているところでございます。

○平井委員 4日に学校給食異物混入事案対応がありました。まだ日が浅いので、調査中かと思えますけれども、現在わかっている範囲内でお話をいただければと思います。

○就学支援課長 概要をご説明します。12月4日、上星小学校、時間は給食後半、12時50分くらいです。その日の献立はコッペスライspanに食の創造館で調理したキャベツのスライスのソテー、ウインナー。ウインナーは食の創造館で温めています。それを2年生児童が喫食中です。食べ方としては、手でちぎって食べるのではなくて、かじる形で食べて、おおむね半分くらい食べ終わったところで、その2年生児童がパンの白い部分に黒いものがあるよというところで、その黒いものを取って、さらに食べて、食べ終わったところで、先生、こんなものがあつたよと。先生は児童のところに行って、どのようになっていたの、と聞いたら、パンの白いところについていたのだよと。その先生の対応としては、金属片だったのですけれども、周りにそれらしきものがないか、みんなの給食にはそういうものが入っていないか、確認はしてくれたそうです。そういう内容と聞いております。

○伊藤教育長 その後の対応についてはまた係報告で説明いたします。

それでは、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 続けます。2番目は、前回は授業ということで話をしたので、今回は「教育」と「人」について話をさせていただきます。前回は、「教師は授業で勝負する。」という言葉を紹介しました。ほかに、教育界では「教育は人なり。」という言葉があります。これは当たり前のことなのですけれども、そのように言われています。このことについて2つの視点から。

1つは、これもずっと皆さんには話してきたけれども、先生方は子どもたちと一番多くの時間を過ごし、一番身近にいる大人のモデルであるということで、親御さんとかも、ご家族も一緒なのですけれども、200日の時間で、家に帰って、ご飯を食べて、寝る時間も含めると、この時間は本当におびたしい時間であることが書いてあります。

しかも、目の前にいて、こちらを向きなさいと指導しますので、子どもたちは向きたくなくても、そちらを向かざるを得ないような状況であることが書いてあります。そう考えると、教職員は、授業や生活指導などの指導・支援の能力の高さ、深い児童生徒理解による受容力などが求められるところですが、それをさらに生かす上でも、「人なり」という

意識を持ち自らの人間性を高め・深め・広げることに努力しなければならないのではないかと思います。

具体的に、では、そんな難しいことをどうすればということですがけれども、私としては、子どもたちに求めることとか、指導することは常に目の前にいる手本として、自ら率先して、それを行ってほしいなと思っています。例えば、元気に挨拶してほしいのなら、自ら元気に子どもに声をかけるとか、勉強しろと言うなら先生も勉強するとか、要するに子どもにとっては、大人も先生も変わらないので、目の前の1人の大人として、やっぱり教職員の「人なり」ということで、子どもに要求することはしっかりやってほしい。友達に優しくと言うのなら、自分の日々の言動と子どもたち1人1人を思いやることもちゃんとしなければそうはならないだろうなと書いています。

教職員と子どもたちの出会いは、家族と違って、基本的には、1年1年ですから、それぞれの教職員がそれぞれ違うことを持ち味として、その教職員の「人なり」を生かしてほしい。1年1年という長い出会いではあっても、一期一会ですので、そういう意味で教職員の「人なり」だなと思っています。

もう1つは、違った視点から、「教育はAIなり。」と皮肉っているところです。AIにかわる職業という中には、教職員は実は含まれていないのですよ。でも、それで安堵することにはならないと、私は思っています。今後、それにかわるかどうかは別として、AIは確実に学校教育の中でこれから活用せざるを得ないので、それを導入したいと思います。AIは実を言うとかかなり学習能力が高いのです。ほとんど人間に近くなるだろうなと思ったときに、では、何がどうかといたら、残るのは、改めて、「教育は人なり。」。要するに先ほどのようなAIは多分手本にはならないというか、背中を見せて、そのしぐさで子どもたちに影響を及ぼすことはしないな。でも、単なる学習効果だと、実を言うとAIのほうが効果が高くなるような時代が確実に来るので、そうなったとき、私自身はある種の先生は要らなくなるのではないかなと思っていますところでございます。そういう意味でも、では、教職員はどうかというと、AIを効果的に活用して教育計画をコーディネートできる教職員が必要になるし、「教育は人なり。」をぬくもりとともに体現する教職員が必要になる。

最後に、教育長がAIにかわるような時代が来るのではないかなということをおぼろげに遊びで書いてあるのですけれども、自分でそうやって考えたときに、あれっ。じゃ、その意味は何なのかなといたら、それぞれなる人によって違うけれども、その人なりの教

育哲学をちゃんと持てるかどうかが大きいかなど自分では思っていて、そういう意味で言うと、教育委員さん方とよりよい教育のあり方について話し合って高めていくことが、私の職としてはこれから非常に大事になることかなと考えているところでございます。

授業と教員としては、教員の人格がどうだとかではなくて、その人なりの一生懸命な人なりが必要かなと思います。だから、初任者の人たちによく話すのは、そんなに授業はうまくならなくてもいいから、今のあなたが持っているもので子どもたちによりよい教育のあり方についてぶつかってやるのがいいのではないですかという話をしているところでございます。これは読み物だと思って、考えてください。

○伊藤教育長 それでは、報告事項から進めたいと思います。

日程第1、報告第27号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○教育部次長 それでは、1ページをご確認ください。海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてでございます。海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告するものです。

ページを進めていただいて、4ページをご覧いただきたいと思います。発令の年月日です。令和元年12月1日付けです。対象職員は阿部優文、従来、旧所属として教育委員会教育総務課副主幹から、新所属として職員課副主幹へ異動となったものです。

○伊藤教育長 これについては報告事項で、市職員の人事異動ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第27号を承認いたします。

○伊藤教育長 続きまして、審議事項に入ります。

日程第2、議案第33号、海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部次長 それでは、5ページをお願いいたします。海老名市教育委員会関係職員の

職の設置に関する規則の一部改正についてでございます。提案理由は、会計年度任用職員制度への移行に伴い、海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部を改正したいためです。こちらの議決をお願いしたいものです。

7ページをご覧いただきたいと思います。1番、改正を要する規則、海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則でございます。

改正理由は、ただいま申し上げました会計年度任用職員への移行に伴い、規則に規定されている事項・文言等を整理いたすものです。

改正内容になります。11ページに新旧対照表がついておりますので、あわせてご確認をお願いできればと思います。第6条になります。この規則の中に規定されている臨時的任用職員の定義に関し、根拠となる条番号を整理するものです。こちらについての施行期日は令和2年4月1日となっております。

続いて、13ページ以降については、こちらの規則を全文記載させていただいてございます。

○伊藤教育長 ただいま説明がありましたけれども、地方公務員法と地方自治法の一部改正で、これまで教育委員会の中でもさまざまな職として、本務者というか、市の職員とは別に臨時的とか非常勤でお勤めいただいている方々があります。会計年度任用職員という制度に変わるということで、それに向けて教育委員会の関係職員の規則等についても、一括してまずここで改正や廃止をするということでございます。実はこの後、日程第3からずっと、それぞれの職の方々の会計年度任用職員制度に変わることにについての規則や要綱の改廃が続きます。

ただ、私としても本当にこれで処遇の改善と言ってしまうのは変ですけども、要するに仕事に応じた対価になるということとか、サービスとか休みのことも本当にここで規定されて、それが保障されるという意味では1つ大きいかなと思います。

でも、公募して、任期は1年ごとということなのよね。

○教育総務課長 はい。会計年度任用職員になりますので、1年ごとに公募での採用になります。

○松樹委員 上位法の地方公務員法と地方自治法の一部改正で会計年度任用職員制度に移行するということなのですが、この制度の移行というのは令和2年4月1日からという形に伴って、こちらも4月1日からという形になっています。移行期間があるわけではないのですか。

○教育部次長 実は平成29年5月になるのですが、上位法である地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の中でこちらの改正がございました。その中で、施行期日については令和2年4月1日からとなっておりますので、それに合わせた改正となります。

○松樹委員 その前に改正している自治体もあるという形ですか。もう法律が変わっているのです。

○教育部次長 中にはあるかと思いますが、ただ、全部が全部ではないです。自治体次第だと思われまます。

○松樹委員 施行日が、令和2年4月1日からはそうしなさいよという形ですね。わかりました。ありがとうございます。

○伊藤教育長 この前の教育課題研究会でも、1年ごとだけれども、継続したいとなった場合は何年間やれるのだけ。

○教育総務課長 3年間継続ができます。

○文化財係長 任用は毎年になります。ただ、1回公募すれば、3年間は公募をしないで任用を続けることができるようになりますと聞いております。

○伊藤教育長 だから、押方文化財係長のところの温故館の社会教育指導員もある程度専門的な知識があるし、うちのほうの教育専門指導員、学校のほうに行っている退職された教職員の方も教育の専門家であるということで、そういう専門的知識が必要になる。そういう方も、3年ぐらひは継続できるものだということです。

それでは、これについてはよろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご質問等もないようですので、議案第33号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第33号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 それでは、ここからは個々の職について、それを受けての規則、要綱等の改正でございます。

日程第3、議案第34号、海老名市教育専門指導員規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○**教育部次長** それでは、17ページをご覧くださいと思います。海老名市教育専門指導員規則の一部改正について議決を求めるものです。提案理由につきましては、会計年度任用職員制度への移行に伴い、海老名市教育専門指導員規則の一部を改正したいものです。

続いて、19ページをご覧くださいと思います。改正を要する規則です。1番になります。海老名市教育専門指導員規則になります。

改正理由につきましては、ただいま申し上げました会計年度任用職員制度への移行に伴い、規定されている事項・文言等を整理したいものです。

改正内容になります。23ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第2条になります。見出しのところ、旧の規則では「委嘱」、新では「任命」ということで「委嘱」から「任命」へということで文言を整理したいものです。

続いて、第3条になります。こちらは非常勤特別職の職員から会計年度任用職員へ修正をしたいものでございます。

続いて、第5条になります。勤務日数等について修正を行いたいものです。勤務時間等が具体的に明記されるような形になります。

続いて、旧の第6条です。こちらの「指導員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。」という文言につきましては、この条を削り、条番号を整理し、従来の7条であったものを、新しいところでは第6条に繰り上げて番号を整理したいものです。こちらも施行の期日は令和2年4月1日となっております。

条文の全文については25ページ以下に記載しております。

○**伊藤教育長** それでは、教育専門指導員についてでございます。説明に対して、ご質問、ご意見があれば。

○**酒井委員** この第6条を削除するというのは、会計年度任用職員の規定のところにも再任とかのことについては規定をするから、削除するということですか。

○**教育部次長** そのとおりです。

○**伊藤教育長** 会計年度任用職員となったときは、任期は1年ごとになるということです。ただ、再任については、3年ぐらい継続ができるということで、例規等に規定されるので、ここは削ったということでございます。

○**松樹委員** 今まで委嘱だったものが任命という形になるのだと思うのですが、今までは

委嘱状を教育長から受け取ったと思うのですが、会計年度任用職員制度になったときに、例えば任命状というか、本人たちがどのようなものをいただくようになるのか、お聞きしたいのですが。

○教育総務課長 人事通知書になります。

○松樹委員 何かしらもらったほうが本人たちもどういう形なのか確認できますよね。ありがとうございます。

○伊藤教育長 今までは委嘱状という形で渡していたのが、職員と同じように人事通知書という形で皆さんに働いていただくことになります。

○酒井委員 ほかの議題も合わせて全体的なことなのですけれども、いろいろ待遇が変わると思うのですけれども、時給で計算するものとかは別にこれまでどおりで、全体で見れば待遇改善という理解で間違いないでしょうか。

○教育部次長 そうですね。時給単価については市の規則に準ずるような形で設定されておりますが、特に勤務時間等で従来の勤務とさほど変わらないような、少なくとも下がるということはありません。

○伊藤教育長 ただ、圧倒的に違うのは期末勤勉手当が出ますので。日にちは同じです。教育専門指導員は全日、週5日ではないので、もともと週4日ですので、それは同じです。

○海野委員 継続期間が最大3年ということですがけれども、毎年任命して、人事通知書を出していくような形ですか。

○伊藤教育長 人事通知書は毎年出すことになると思います。実を言うと、これは慣例なのですけれども、例えば教育専門指導員になっている校長、教頭の経験者については、海老名市としては65歳まで続けていただいています。ただ、どうも国では70歳まで働くようにすべきだという方針を出しているのですから、70歳まで働くとなると、また考えなければいけないのですけれども、一応、海老名市教育専門指導員は今の規定の中で65歳までということについては継続できる。もちろん毎年毎年の働きぶりは審査せざるを得ないと思うのですけれども、それを継続する要因としてはね。

○平井委員 同一者が何年か継続できるという状況の中なのですけれども、雇用拡大にはつながらないのですか。ずっと前は登録制がありましたよね、海老名市は。その中で、知り合いの方が登録していたけれども、結局は全然話が来なくて、どうなってしまったのかと。登録して話が来なければ仕事にはつけないのだけれども、結構働きたい人もいる中で

雇用の拡大につながったらいいのかなという思いがあるのです。この制度の中ではそこは求めているので、なかなか難しいかと思うのですけれども、海老名市として一生懸命やってくくださる方なら、いろいろな条件がある中でしょうけれども、正規につながるとか、そのような雇用の体制がとれると、すごく働きがいもあるのかなと思うのです。

○教育部次長 今回の会計年度任用職員制度は、従来働いている方の処遇改善という意味もありますので、賃金を保障して、さらに期末勤勉手当のようなものをプラスするという点が大きいです。ただ、雇用の拡大となると、1年ごとに再任するかどうかなど、任期の制限も出てきますので、それを過ぎたときにほかの人にかわるだとか、更新するときにはちゃんと人事評価をして、更新するのに適当かどうかという評価なり判断をすることになります。

○伊藤教育長 確実なのは、職をふやさないで雇用拡大にはならない。その部分はこの規定にはない。現状の方々の処遇改善というか、働き方の処遇を変えているということでございます。

○平井委員 制度的にはすごくいい制度だと思います。働く人の安心感とか安定性も出てきて。

○伊藤教育長 それでは、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 これは教育専門指導員の話ですけれども、議案第34号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第34号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 次は、部活動指導員になります。日程第4、議案第35号、海老名市部活動指導員派遣要綱の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部次長 それでは、27ページをお願いいたします。海老名市部活動指導員派遣要綱の一部改正について議決を求めるものです。提案理由につきましては、会計年度任用職員制度への移行に伴い、海老名市部活動指導員派遣要綱の一部を改正したいものです。

29ページをお願いいたします。改正を要する要綱につきましては海老名市部活動指導員

派遣要綱になります。

改正理由につきましては、ただいま申し上げました会計年度任用職員への移行に伴い、要綱に規定されている事項・文言等を整理したいものです。

改正内容になります。こちらも新旧対照表でご確認いただければと思います。31ページになります。第3条になります。身分規定につきましては、非常勤職員から会計年度任用職員へ修正したいものです。

施行期日につきましては、令和2年4月1日からという形になります。

よろしくお願いたします。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

教育支援課長、部活動指導員は現在何人いますか。

○教育支援課長 現在は14名です。

○伊藤教育長 14名の方々は会計年度職員に次年度移行の予定なの。

○教育支援課長 そうです。時給1,258円、その分、人件費としては上がります。

○伊藤教育長 さっきの平井委員の質問と関連するかもしれませんが、これは、教育支援課としては拡大の方向なのですか。

○教育支援課長 18名まで拡大しております。

○伊藤教育長 そういう意味ではこれも雇用が広がりますので。

働き方改革もありますけれども、海老名市部活動指導員として、部活の引率とか大会への参加も許される方々で、今5名ほど増やす予定ではあるので、その部分では拡大だと思います。会計年度任用職員ということは、和田教育支援課長、その都度その都度人事評価をして、不適切であればやめていただくということなのですか。

○教育支援課長 そのように説明をさせていただきます。

○松樹委員 今これは海老名市部活動指導員の話なのですが、海老名市部活動支援員もいらっしゃると思います。海老名市部活動支援員は有償ボランティアになるかと思うのですが、その違いというか、例えば仕事内容だとかで分けてあるという感じですか。

○教育支援課長 海老名市部活動支援員と海老名市部活動指導員は大きな違いがあります。海老名市部活動指導員は顧問と同等ですので、練習計画、保護者との連携等もやっていただきます。海老名市部活動支援員については有償ボランティアということで、その部活の技術的な指導に特化した内容ですので、大きな違いがございます。

○松樹委員 その部分で有償ボランティアと分けてあるという感じですか。

○教育支援課長 そういう形です。

○松樹委員 わかりました。

○海野委員 今4名ほど増えるとおっしゃったのですけれども、4名というのは部活動の指導者を増やすことを目的としてということで、この間もラグビーのことをずっと質問されていたようなのですが、その方面とか、いろいろな部活動をふやしていきたいということでしょうか。

○教育支援課長 今後5名増やす枠は今とってあるのですけれども、部活動の数を増やすというよりも、今の部活動に入っていて、今の顧問の先生の業務を軽減したい。もちろん部活動指導員であれば部活動を新設することも可能なのですけれども、そのステップにはまだ時期が早いのかなと思っています。

○海野委員 わかりました。

○伊藤教育長 そういう方々を雇用して、部活動の数を増やすという過程にはまだ至っていない。今ある部活動は教職員が顧問をしている状況の中で、その方々の負担軽減につながればという考え方です。

ラグビーが出たのですけれども、海老名市部活動指導員を雇って、ラグビー部を増やすというのとはまたちょっと違うことだと思うので。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、議案第35号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第35号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 次は、海老名市教育支援センターの職員のこととございます。日程第5、議案第36号、海老名市教育支援センター条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部次長 それでは、37ページをお願いいたします。海老名市教育支援センター条例

施行規則の一部改正について議決を求めるものです。提案理由につきましては、会計年度任用職員制度への移行に伴い、海老名市教育支援センター条例施行規則の一部を改正したいものです。

続いて、39ページをお願いいたします。改正を要する規則です。海老名市教育支援センター条例施行規則でございます。

改正理由につきましては、ただいま申し上げました会計年度任用職員制度への移行に伴い、規則に規定されている事項・文言等を整理したいものです。

続いて、改正内容です。こちらも新旧対照表がございますので、こちらでご説明申し上げます。新旧対照表は43ページになります。何点かございます。まず、第3条にあります休業日に関することとなります。休業日に関する規定について、1月1日が重複していたため、これを修正したいものです。

2点目は第4条になります。職員の設置に関する規定について、教育支援センター所長は、海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則に規定されており、重複することとなっております。このため、この規則からは削除を行いたいものです。また、教育支援センター補導員の職につきましては現在置いてございませんので、こちらをあわせて削除したいものです。これに伴いまして(1)と(7)がなくなりますので、これを繰り上げて号数の整理をしたいものです。

続いて、第4条、今度は新しいほうの第2項になります。会計年度任用職員として位置づける旨を新たに規定したいものでございます。

続いて、新の規則で第5条になります。勤務日及び勤務時間を新たに規定したいものでございます。

続いて、第8条になります。報酬に関する規定になりますが、こちらは条項を削除したいものです。これら、一部削除するものがございますので、それに伴って条項、条番号の整理をしたいものでございます。

全体の規則については45ページから掲載してございます。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。海老名市教育支援センターにいる方々の職の規定等ということです。あと、それ以外の文言も、ここであわせて整理するという説明がありました。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、議案第36号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第36号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 続きまして、日程第6、議案第37号、海老名市教育支援センター相談員等に関する要綱の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部次長 それでは、49ページをお願いいたします。海老名市教育支援センター相談員等に関する要綱の一部改正について議決を求めるものです。提案理由につきましては、会計年度任用職員制度への移行に伴い、海老名市教育支援センター相談員等に関する要綱の一部を改正したいものです。

続いて、51ページをお願いいたします。改正を要する要綱です。海老名市教育支援センター相談員等に関する要綱です。

改正理由につきましては、会計年度任用職員制度への移行に伴い、要綱に規定されている事項・文言等を整理したいものです。

こちらも改正内容につきましては新旧対照表をご覧いただきたいと思います。53ページになります。53ページの任期のところ。第5条になります。任期規定を見直し、「主任相談員」を新たに追加し、「青少年補導員」を「専門補導員」へ修正したいものです。

続いて、従来第6条にございました勤務日及び勤務時間について、海老名市教育支援センター条例施行規則へ規定するため、今回この要綱からは削除したいものです。

続いて、この削除に伴いまして条番号の整理を行いたいものです。

要綱の全文については55ページ以降に掲載がございます。

○伊藤教育長 それでは、先ほど規則の中で、海老名市教育支援センターの方々の身分等が規定されたところがございますけれども、それに関する要綱の一部改正でございます。

○酒井委員 教育支援センター主任相談員と教育支援センター相談員は海老名市教育支援センターの中で大きな役割を担っていらっしゃる方たちだと思っておりますけれども、会計年度任用職員制度になって、単年でしか契約ができなくなってしまうというので不都合なこととかは起こらないのでしょうか。

○教育支援担当課長 単年度の場合、教育支援センター主任相談員等の職務については相談業務でどうだという部分ではあるのですが、もし単年度で人がかわることがあったとしても、そこは引き継げるような内容で組み合わせていきたいと思っております。その部分については、相談されている方へ適切な支援が続けられるようにしたいと考えております。

○伊藤教育長 ほかはいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、議案第37号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第37号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 次は、社会教育指導員でございます。日程第7、議案第38号、海老名市社会教育指導員規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部次長 57ページをお願いいたします。海老名市社会教育指導員規則の一部改正について議決を求めるものです。提案理由につきましては、会計年度任用職員制度への移行に伴い、海老名市社会教育指導員規則の一部を改正したいものです。

59ページをお願いいたします。改正を要する規則です。海老名市社会教育指導員規則になります。

改正理由につきましては、会計年度任用職員制度への移行に伴い、規則に規定されている事項・文言等を整理したいものです。

改正内容につきましては、こちらも新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。63ページになります。第2条になります。従来「委嘱」という表現であったものを「任命」という形に修正したいものです。

また、第3条では「非常勤職員」という文言は「会計年度任用職員」という表記に変わってまいります。

続いて、第5条になります。勤務時間についても明記がされます。具体的に時間等が明記されるような形になります。

続いて、第7条で「必要な事項は、教育長が別に定める。」という表記であったものを、第6条で「教育委員会が別に定める。」という形に変更したいものです。

こちらの全文については65ページ以下に掲載がございます。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

これも委嘱が任命という形になって、海老名市教育専門指導員は週4日でしたけれども、海老名市社会教育指導員は週3日以内でございます。具体には温故館で働いている方、こちらのほうで部活動の指導にかかわっている方々も海老名市社会教育指導員という形で現状雇用しているところがございます。

これもよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、議案第38号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第38号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 続きまして、日程第8、議案第39号、海老名市青少年指導嘱託員設置規則の廃止についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部次長 67ページをお願いいたします。海老名市青少年指導嘱託員設置規則の廃止について議決を求めるものです。提案理由につきましては、会計年度任用職員制度への移行に伴い、海老名市青少年指導嘱託員設置規則を廃止したいものです。

69ページをお願いいたします。廃止する規則につきましては、海老名市青少年指導嘱託員設置規則になります。

廃止理由につきましては、会計年度任用職員制度への移行に伴い、規則により設置していた海老名市青少年指導嘱託員を、有償ボランティアとして新たに要綱を制定し、海老名市青少年指導員として設置したいためでございます。

廃止する規則については73ページに記載がございます。

○伊藤教育長 青少年指導嘱託員ということでやっているのですけれども、平時という

か、常態的に勤務しているのではなくて、さまざまなイベント等での勤務となりますので、会計年度任用職員には属さないということでございます。それです、ここで海老名市青少年指導嘱託員設置規則は廃止するという説明でございます。

これは勤務実態としてはどれぐらい活動されているのだろう。

○**学び支援課長** 地元のイベント関係はほぼ要請があれば出ていらっしゃるんで、最低でも月に2回ぐらいは活動されているようには聞いております。

○**伊藤教育長** 月2回程度、職務を果たしていらっしゃるということですか。そうだと、毎週何曜日等、勤務日が固定されているわけではありませんので、会計年度任用職員として規定することはできませんね。このこともよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**伊藤教育長** それでは、議案第39号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**伊藤教育長** ご異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第39号を原案のとおり可決いたします。

○**伊藤教育長** 次に、海老名市青少年指導員設置要綱を新たに制定するというところでございます。日程第9、議案第40号、海老名市青少年指導員設置要綱の制定についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○**教育部次長** それでは、75ページをお願いいたします。海老名市青少年指導員設置要綱の制定について議決を求めるものです。提案理由につきましては、会計年度任用職員制度への移行に伴い、海老名市青少年指導員設置要綱を新たに制定したいためです。

77ページをお願いいたします。新たに設置する要綱です。海老名市青少年指導員設置要綱になります。

制定理由につきましては、会計年度任用職員制度への移行に伴い、従来規則で設置していた海老名市青少年指導嘱託員を、名称を変更し、有償ボランティアとして新たに要綱により設置したいためです。

制定内容になります。こちらは従来の海老名市青少年指導嘱託員設置規則をベースといたしまして、文言の整理及び謝礼に関する事項を新たに追加したものです。こちらは81ペ

ージをご覧いただきたいと思います。新たに設置する要綱の記載がございます。第1条では設置の規定として、第2条として職務の規定をしてございます。第3条が委嘱、第4条で定数ということで60名以内となっております。こちらは従来と全く同じになってございます。第5条で任期を設定し、第6条ではサービスの規定に関することが明言されております。第7条については研修についてでございます。

第8条、謝礼がございます。こちらが新たに今回加わったものになります。「青少年指導員に謝礼を支給することができる。」というものが新たに加わったものです。

こちらの要綱につきましても令和2年4月1日から施行したいものでございます。

○伊藤教育長 海老名市青少年指導員として嘱託という語句を外して、予算の範囲内で謝礼を支給するということね。負担はどれぐらいでしたっけ。

○学び支援課長 年間、報酬という形で34,500円です。

○伊藤教育長 34,500円を次は謝礼という形で、1回につきいくらという謝礼になる。

○学び支援課長 そうです。1回につき1,400円となります。

○伊藤教育長 1回につき1,400円の謝礼を出すということね。そうすると、今とほとんど同額になるのかな。

○学び支援課長 月2回で活動されればほぼ同額になります。

○海野委員 60名以内となっておりますけれども、今、60名いらっしゃるのですか。

○学び支援課長 現状は59名になります。各中学校区10名ずつが原則でございますが、現状では59名。

○海野委員 でも、一応60名ぐらいいらっしゃるということですね。

○学び支援課長 はい。

○松樹委員 今の謝礼の件なのですが、全国的な制度というか、改正であるかと思うのですが、1回1,400円という金額はどういう算出をされたのですか。

○学び支援課長 決まりは特にございません。やはり今までの金額を参考に、同額程度になるように算出をさせていただいております。

○伊藤教育長 改正で、年額がいくらということからある程度基準を割り出したということですか。

○学び支援課長 はい。

○松樹委員 近隣市と比べるというか、例えば出るイベントだとか、地域の活動だとかに違いがありますので、一概に高い安いは言えないかと思うのですが、近隣市がどのような

状況で、どうなのかというのはその検討に入れながら、今の制度の中で大体これぐらいの金額になっているだろうということであれば構わないかと思います。その辺も分析とか、状況把握というのにも必要になってくるかと思うので、研究は進めていただければと思います。

○**学び支援課長** 他市も同じような形態で今までやられていたので、どういう形にしているかということは各市町村でやっています。謝礼についてまでは情報交換していないのですけれども、制度をどのようにするかというところを重点に置いて今まではやっていたので、今後謝礼金についてはまた研究していきたいと思っています。

○**松樹委員** よろしくお願ひします。

○**伊藤教育長** ほかにいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**伊藤教育長** それでは、議案第40号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**伊藤教育長** ご異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第40号を原案のとおり可決します。ここまですべて会計年度任用職員に係るものの審議は終了でございます。

.....
○**伊藤教育長** 次は、日程第10、議案第41号、国指定史跡相模国分尼寺跡用地取得の申し出についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○**教育部次長** それでは、83ページをお願いいたします。国指定史跡相模国分尼寺跡用地取得の申し出について議決を求めるものです。提案理由につきましては2000万円以上の教育財産の取得の申し出をしたためでございます。詳細につきましては、教育総務課文化財係長から説明いたします。

○**文化財係長** 資料をおめくりください。85ページです。国指定史跡相模国分尼寺跡用地取得の申し出についてという資料でございます。申し出の目的につきましては、史跡の遺構保存と歴史公園として整備活用を図るためでございます。

取得申出内容につきましては土地の買い取りでございます。また、その土地に存する物件の移転など通常受ける損失補償についても同時に申し出をする予定でございます。

3番の取得申出地についてでございます。海老名市国分北二丁目3224番3についてでござ

ございます。

4番の物件等補償については記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

5番の取得及び補償申し出年月日でございます。令和元年12月下旬に申し出予定となっております。

6番の土地売買申出額につきましては57,162,500円です。

7番、物件等補償については48,942,000円以内で、現在令和元年第4回市議会定例会に補正予算案上程中でございます。

8番目、史跡相模国分尼寺跡の概要です。史跡相模国分尼寺跡につきましては、海老名市国分北二丁目、海老名駅の北東約1,100メートルに位置します。都市計画法上の用途地域は近隣商業地域及び第1種住居地域です。周辺部は宅地化が進んでおり、県道沿いに小規模な店舗が点在しております。

遺跡の概要につきましてご説明します。相模国分尼寺の設置につきましては、741年聖武天皇の国分寺建立詔を契機といたします。相模国分尼寺跡の存在につきましては江戸期から知られておりましたけれども、昭和63年の推定金堂跡隣接地でのマンション建築を契機に、史跡指定に向けた調査を開始いたしました。金堂・講堂・経蔵・中門・回廊・石敷通路・伽藍区画溝が確認され、伽藍地につきましては東西80メートル、南北約100メートルと推定されております。平成9年4月3日に国史跡の指定を受けまして、その後平成14年、平成20年に追加指定を受けております。現在の指定面積については7,157.81平米でございます。

8-(4)をご覧いただきたいと思っております。現在4913.17平米が公有地化しております。また、史跡指定地の公有地化率は68.64%となっております。

資料をおめくりいただきまして、87ページをご覧いただきたいと思っております。こちらが都市計画図上の中で買い上げ予定地を示したものでございます。

88ページをご覧ください。赤枠で囲んである部分が史跡として指定している範囲でございます。この中に赤色で塗り潰されているところが今回買収の予定で、申し出をする部分となっておりますのでございます。

雑駁ですが、説明は以上です。よろしく願いいたします。

○伊藤教育長 国指定史跡相模国分尼寺跡用地取得について説明がありましたけれども、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○海野委員 相模国分尼寺跡でこのような土地の取得申し出は最近ないようなのですけれども、以前あったのはいつでしょうか。

○文化財係長 前は平成21年度に約86平米買収しております。

○伊藤教育長 10年前ですね。

○海野委員 今、相模国分寺跡の整備、調整の計画が進んでいると思うのですが、この機会に相模国分尼寺跡にも目を向けていただいて、もう少し市民の方に相模国分尼寺跡というものを印象づけるような看板設置とか、もう少し目に見えるようにしていただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○文化財係長 相模国分尼寺跡につきましては、地元自治会のレクリエーションとか防災訓練、あるいは商業活性化事業として朝市の活用などをしていただいております。整備につきましても、おっしゃるとおり相模国分寺跡もございまして、そちらのとの兼ね合いも見ながら進めていきたいと思っております。その中で、ご案内等がうまくできるような形で計画を考えていきたいと思っております。

○海野委員 ありがとうございます。伽藍跡が記されている看板とかがあったら、ここにもこういう伽藍があったということがすごくわかりやすいので、ぜひお願いしたいと思っております。

○伊藤教育長 この掲示はあるの。例えばあそこの跡に行ったら、ああ、ここにこういうものが置いてあるとか。相模国分寺跡は温故館もあるし、温故館に入れば模型が見られるのだけれども、相模国分尼寺跡自体はここが相模国分尼寺跡だということと、その看板とか表示の中にこういうものが建てられていたと考えられるとかいう説明は何かあるの。

○文化財係長 看板の中には今図面は表示してございません。相模国分尼寺跡にいらっしゃるお客様なのですけれども、相模国分寺跡をご覧になって、温故館を經由して行かれる方が非常に多いかと思っております。その際にはパンフレットをお渡しするような形で、その中にはそういった図面もありますので、現状としてはそういった形等でご案内をしております。

○伊藤教育長 でも、これでいったら、みんな温故館に行くわけでもないから、あれっ、ここはどこだ、この広場は何だ、となったときに、ああ、ここに相模国分尼寺があったんだということが分かる掲示はあるよね。

○松樹委員 毎回聞いているかと思うのですが、国の補助が出ていると思っておりますので、その割合を教えてくださいと思うのですが。

○文化財係長 買収の割合は、8割になっております。

○松樹委員 物件等補償も8割。

○文化財係長 そうですね。買収と物件等補償と合わせまして、それ以外に市で物件の算定等をする費用も含めまして、事業費全体でおおむね8割の国庫補助の申請をいたしております。

○松樹委員 ここで申し出がうまくいけば7割以上が公有地化ということになるかと思うのですが、海野委員からも出ていましたけれども、あそこが相模国分尼寺の跡地だという認識を持っている近隣の方はどれぐらいいらっしゃるのかなという疑問があります。今後買収はそれぞれ進めていって、地元の自治会に管理等を委託しているかと思うのですが、使い勝手、使っているのは地元の自治会が主だと思うのですが、連携を図りながらどうPRができるのかも模索していただきたいなと思っています。

少しそれてしまいますが、1の目的に歴史公園と書いてあります。活用を考えたときに、その規則とかいうのは、一般の公園の規則と同じものを根拠としているのではないかと思うのです。例えば、何を販売してはいけないとか。海老名市は相模国分寺跡、相模国分尼寺跡、秋葉山古墳群とか、浜田歴史公園とかあるかと思うのですが、その歴史公園に対しては別に独自の規則を定めたほうがいいのではないかなという気が私はするのです。一般の公園とは違って、こういった部分で使ってくださいとかというもの。ただの公園ではなくて、ちゃんとした歴史公園なのですという意味合いで、今後そういうものも検討していただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○文化財係長 都市計画公園ということになると、都市公園法という法律に基づきまして市の条例がございまして、そちらでの運用になってくるかと思えます。相模国分尼寺跡と相模国分寺跡につきましてはまだ都市計画公園にはなってございません。行政財産の使用ということで、都市公園の条例を準用する形で許可を出したりしております。今後、都市計画公園という形でやっていく場合につきましては、そういった運用についても検討していきたいと思えます。

○松樹委員 だからこそ、特に相模国分寺跡のあれだけの芝で、何かのイベントに使いたいとかとなったとき、ただ広いから使うのではなくて、相模国分寺跡を使うだけにふさわしい事業体なのかとか、事業なのかとか、その事業がどうマッチしているのかとか、いろいろなことを加味して、取捨選択があっても私はいいかないかと思っています。何か1つそういう規則があってもいい。逆に都市公園法の利用よりかはもう少し緩やかな部分があった

りとか、柔軟にできたりとかという部分の中で1つ規則なりがあったほうがいいかなと思
いましたので、ちょっとお話ししたのですが、またご検討いただければと思います。

○伊藤教育長 活用に当たっての規則、相模国分寺跡について活用するために、例えば許
可を出したり、こういうことはしてはいけないとか、こういうことは大丈夫ですよとい
うのを歴史公園という枠組みの中で独自に制定したらどうかということですね。

○松樹委員 はい。

○平井委員 土地売買申出額が出ています。多分これは土地評価額を基準にして出ている
かと思います。この土地は史跡地ということなのですけれども、その評価額の中にそうい
う特別な条件というのが入っているのかが1点。また、物件等補償というのがあります。
これは概算で出ていると思うのですが、どのような状況の中でこの補償額が出てい
るのかの2点についてお尋ねしたいと思います。

○文化財係長 土地の鑑定評価の関係ですね。史跡であるかどうかの前提を加味している
かということなのですけれども、それを入れますと通常の売買価格と変わってしまうこと
がありますので、史跡という設定はなく、評価をしていただいております。それで安くな
ってしまうと、ほかに移転したりするときに移転できなくなってしまいますので、そうい
う形になっております。補償の鑑定はコンサルタントに委託をして算定しております。た
だ、基準等非常に細かく国で決まっている部分がありまして、土地の中に物件がいくつあ
るかとか、どういう柱の太さとか、構造とか、どういうものを使って作っているとか、建
物、動産、庭の木、塀、そういったことの数とかも全部調べて、算定をしているところで
ございます。

○酒井委員 今6割以上、公有地化されていて、現状の使われ方としては、地元のイベン
トとかに使われているということだったのですけれども、相模国分尼寺跡は昔から使われ
ていた場所ということで、地盤なんかもすごくしっかりしているので、防災拠点なんかに
もすごくいい場所なのだろうなと思うのです。できれば早く、どのように利活用してい
くのかという道筋を持った上で、利活用できる部分は速やかに進めていただければと
思います。地元の小学生に、相模国分尼寺跡に集まろうと言うと、この相模国分尼寺跡で
はなくて、国分尼寺児童遊園に集まってしまうので、名前もちょっと浸透していない状態
で、ただ広場があるというぐらいの認識しか子どもたちの中では広がっていないのかなと
思います。子どもたちにも、あそこに尼寺の跡があるのだ、あそこが、昔、海老名がとて
も栄えていた時代の史跡があるところなのだということになじんでもらえるような場所に

なっていってくればなと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○伊藤教育長 相模国分寺跡も含めて、公有地化も大分進んできたので、そろそろそのように利活用を考えていけると。

○酒井委員 続けてなのですけれども、県道の歩きにくさというのもあるので、史跡を守るということもとても大事な事だとは理解しているのですけれども、実際、今、生活している人たちが往来しやすいようなところも加味した形で利活用してもらえるとありがたいと思います。

○伊藤教育長 ご意見ということで。

これって、相模国分寺跡、相模国分尼寺跡があるところの距離感はどのようになっているのですか。海老名でいえば相鉄線を挟んで向こう側っていうイメージですが、どこもそれくらいの距離感なのですか。

○文化財係長 海老名の場合だと、500メートルくらい離れていると思うのですけれども、他所の状態としても、例えば道が通っていて東西にあるとか、南北にあるとか、ある程度の距離感をとって近くにあるような状態です。海老名の場合ですと、相模国分寺跡、相模国分尼寺跡が市内にあるのですけれども、昔の国と今の行政区の地境が違ったりするということもありますので、場所によっては別々の市にそれぞれあるようなこともございます。

○伊藤教育長 相模国分寺も相模国分尼寺もすぐ近くに大きく構えられていたのではないかというイメージをしてしまうのですけれども、近くにはしてはいけないのだよね。

○松樹委員 今の距離感のお話ですけれども、例えば相模国分尼寺跡と相模国分寺跡をつなぐ「歴史ロード」というか、そのようなものを一体として整備して、海老名駅に降りた方が温故館を目指して相模国分寺跡まで歩いて行って、途中で看板やいろんな解説があったりとか、歩いて周遊できるというか、そのようなものがこの先できれば良いなと思います。

○伊藤教育長 相鉄線の海老名駅北口が相模国分寺跡側にできたりしますので、「北口から何分」というような表示ができるかもしれませんね。

○松樹委員 どなたかが言っていましたけれども、「北口」ではなくて「国分寺口」にするとか、名称を考えたりするのもひとつかと思うのですが、そうやって、いかに地域の方々に認知というか、歴史を感じてもらうことができるか、その視点が活用にも繋がっていくのかなと思います。具体的話になってしまったのですが、全体の面も見ながら、利活

用について検討いただければと思います。

○伊藤教育長 文化財係長、相模国分寺跡は試掘調査をしているとは思うのですけれども、相模国分尼寺跡もある程度調査はしているのですか。

○文化財係長 はい、やっております。

○伊藤教育長 相模国分尼寺から出土した文化財もあつたりするのですか。

○文化財係長 はい。温故館に展示をしておりますし、あとは海老名市文化財収蔵庫にもございます。

○伊藤教育長 わかりました。それでは、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、議案第41号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第41号を原案のとおり可決します。

.....
○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会12月定例会を閉会いたします。